

リミックスでんき料金定義書

(クリプトニンジャでんきプラン用)

2026 年 10 月 1 日実施

株式会社リミックスでんき

目次

第 1 条 実施期日と適用条件..... 1

第 2 条 定義 2

第 3 条 細目 3

第 4 条 契約種別..... 4

第 5 条 料金計算..... 7

第 6 条 本定義書の変更および廃止 8

別表 9

この「リミックスでんき料金定義書」（以下、「本定義書」といいます。）は、株式会社リミックスでんき（以下、「当社」といいます。）の「リミックスでんき約款（低圧特別付与プラン用）」（以下、「需給約款」といいます。）に基づき、電灯または小型機器を使用する個人または法人のお客さまに電気を供給するときの料金その他の条件を定めたものです。

第 1 条 実施期日と適用条件

本定義書は、令和 8 年 10 月 1 日より実施し、お客様より申込みがあり、これを当社が承諾し契約に至った需給契約に対して適用されます。適用条件、供給電気方式、供給電圧および周波数、契約電流、料金は以下のとおりとします。

イ 適用条件

- (イ) 供給地点が、北海道電力エリア、東北電力エリア、東京電力エリア、中部電力エリア、関西電力エリア、中国電力エリア、四国電力エリア、九州電力エリアであること（ただし、離島は除きます。）。
- (ロ) 本定義書第 4 条（契約種別）（3）から（6）の各イに定める適用範囲に該当すること。
- (ハ) 1 需要場所において低圧電力と併せて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペア（A）を 1 キロワット（kW）とみなします。）が 50 キロワット（kW）未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力と併せて契約する場合で、お客さまが希望し、かつ、お客さまの電気の使用状態、供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)および(ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット（kW）以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の電気工作物の施設をお願いすることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルト（V）または交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルト（V）および 200 ボルト（V）とし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツ（Hz）または 60 ヘルツ（Hz）とします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルト（V）または交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルト（V）とすることがあります。

八 契約電流

- (イ) 契約電流は、30 アンペア (A)、40 アンペア (A)、50 アンペア (A) または 60 アンペア (A) のいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (ロ) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下、「電流制限器等」といいます。) または電流を制限する計量器を取り付けることをお願いすることがあります。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等、使用する最大電流が契約電流を超えるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

二 料金

料金は、基本料金、電力量料金、および需給約款の別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）(1)ロに定める x 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）(1)ロに定める x 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、北海道電力ネットワーク株式会社、東北電力ネットワーク株式会社、中国電力ネットワーク株式会社および九州電力送配電株式会社の供給区域にその需要場所が存するお客さまにおける電力量料金は、燃料費調整額のほか、別表 6（離島ユニバーサル調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 6（離島ユニバーサル調整）(1)ロに定める x 円を下回る場合は、別表 6（離島ユニバーサル調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサル調整額を差し引いたものとし、別表 6（離島ユニバーサル調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 6（離島ユニバーサル調整）(1)ロに定める x 円を上回る場合は、別表 6（離島ユニバーサル調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサル調整額を加えたものとします。

第 2 条 定義

- (1) 本定義書において記載のない事項は、需給約款によるものとします。

- (2) 本定義書では、時間は日本標準時間とします。また、時間および電力量の算定には、各地域の一般送配電事業者が設置する、スマートメーターにより計量されたデータを当社が受領し、料金計算の算定基礎とします。
- (3) 「契約種別」とは、お客さまに適用される需給契約の種別をいいます。
- (4) 本定義書第4条（契約種別）の1契約種別ごとに適用される料金を総称して、「プラン」といいます。同条に記載のない契約種別は申し込むことができません。また、需要場所のある地域電力会社に相当するものがない契約種別は申し込むことができません。
- (5) 「本コース」とは、需給約款および本定義書に基づいて、お客さまの電灯または小型機器、もしくは低圧の需要に対し当社が電気を供給する契約をいいます。

第3条 細目

- (1) 本定義書に定めている事項は、需給約款に先立って適用し、本定義書に定めのない事項については、需給約款に依拠するものとします。
以下に掲げる事項は、本定義書の全ての契約種別に適用します。
- (2) 原則として、他の小売電気事業者から当社の契約種別への変更のみお受けいたします。ただし、既存のお客さまが需要場所の追加等に伴い新たに電気の供給を必要とする場合には、この限りではありません。
- (3) 電気の使用目的、使用状況その他の理由により、需給契約の申込みを受け付けず、需給契約を締結しない場合があります。なお、この場合、当社は、お客さまに対して補償または損害賠償等はできかねます。
- (4) 需給契約の申込み、および、需給契約の成立および契約期間は、需給約款によるものとします。なお、場合によっては、需給契約の申込みの受付を保留し、停止し、中止する場合があります。この場合は、当社は、あらかじめ一定期間、需給契約の申込みの受付の停止または中止に関するお知らせ等を当社のWebサイトに掲載します。なお、この場合、当社は、お客さまに対して補償または損害賠償等はできかねます。
- (5) 契約プラン料金には、需給約款に基づき、再生可能エネルギー発電促進賦課金および、燃料費調整額、離島ユニバーサル調整額（北海道電力ネットワーク株式会社、東北電力ネットワーク株式会社、中国電力ネットワーク株式会社および九州電力送配電株式会社の供給区域にその需要場所が存するお客さまに限ります。）、消費税等相当額を適用し、加算または減算してお客さまに請求します。

- (6) お客さまが当社所定の方法で需給契約の申込みを行ない、当社がこれを承諾し契約に至った場合は、供給開始日から需給約款に基づき電気の供給を開始します。
- (7) 契約種別の変更手数料は、当社が電気を供給しているお客さまが追加でプランを申込み、または、現プランを解約し他のプランに変更する場合に適用し、その金額は次のとおりとします。なお、契約種別変更手数料について支払いを要する額は、契約種別変更手数料に消費税等相当額を加算した額とし、追加または変更の申込みをした月または翌月の料金と合算して請求を行ないます。

手数料名	金額（税抜）
契約種別変更手数料	300 円

- (8) 本コースにはスマートメーターの設置を必須とします。
- (9) 需給契約の申込みを当社が承諾し契約に至った後であっても、需要場所のある一般送配電事業者によるスマートメーターの設置工事が当社の責に帰すべき事由以外の事由で、供給開始日までに完了しなかった場合は、契約成立後であっても、電気の供給をお断りする場合があります。この場合には、当社は、お客さまおよび需要場所のある一般送配電事業者と誠実に協議し、個別に対応するものとします。なお、この場合、当社は、お客さまに対して何らかの補償または損害賠償を行うことはできかねます。電気を供給できる状態に復した際に、改めて本コースの申込みをお願いします。
- (10) 天災地変やスマートメーターの不具合等により正確な時間帯別計量が行なえなかった場合でも、当社は、原則として特別な対応を行ないません。

第 4 条 契約種別

- (1) 本定義書における、電気料金およびその請求等の条件については、本条および本定義書第 5 条（料金計算）において、定めます。
- (2) 契約種別および供給条件等は、次のとおりとします。

なお、エリアによっては、該当する契約種別がない場合があります。

従量電灯 A、従量電灯 B、従量電灯 C、低圧電力

- (3) 従量電灯 A

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 使用する最大電流（交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルト（V）に換算した値とします。）が 5 アンペア（A）以下であること。

(ロ) 定額電灯を適用できないこと。

□ 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単層 2 線式標準電圧 100 ボルト（V）もしくは 200 ボルト（V），または，交流単層 3 線式標準電圧 100 ボルト（V）および 200 ボルト（V）とし，周波数は，標準周波数 50 ヘルツ（Hz）または標準周波数 60 ヘルツ（Hz）といたします。

二 契約電流

5 アンペア（A）とします。

（４） 従量電灯 B

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

(イ) 契約電流が 10 アンペア（A）以上であり、かつ、60 アンペア（A）以下であること。

(ロ) 1 需要場所において低圧電力と併せて契約する場合は，契約電流と契約電力との合計（この場合，10 アンペア（A）を 1 キロワット（kW）とみなします。）が 50 キロワット（kW）未満であること。

□ 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルト（V），または交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルト（V）もしくは 200 ボルト（V）とし，周波数は，標準周波数 50 ヘルツ（Hz）または 60 ヘルツ（Hz）とします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルト（V）または交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルト（V）とすることがあります。

ハ 契約電流

契約電流は，10 アンペア（A），15 アンペア（A），20 アンペア（A），30 アンペア（A），40 アンペア（A），50 アンペア（A）または 60 アンペア（A）のいずれかとし，お客さまの申し出によって定めます。

(5) 従量電灯C

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

- (イ) 契約容量が6キロボルトアンペア（kVA）以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア（kVA）未満であること。
- (ロ) 1需要場所において低圧電力と併せて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペア（kVA）を1キロワット（kW）とみなします。）が50キロワット（kW）未満であること。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルト（V）または200ボルト（V）とし、周波数は、標準周波数50ヘルツ（Hz）または60ヘルツ（Hz）とします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルト（V）もしくは200ボルト（V）、または、交流3相3線式標準電圧200ボルト（V）とすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

二 契約容量

契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力とします。なお、出力で表示されている場合等は、契約負荷設備ごとに次の係数を乗じて得た値）とします。

最初の6キロボルトアンペア（kVA）につき	95パーセント
次の14キロボルトアンペア（kVA）につき	85パーセント
次の30キロボルトアンペア（kVA）につき	75パーセント
50キロボルトアンペア（kVA）を超える部分につき	65パーセント

(6) 低圧電力

イ 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

- (イ) 契約電力が原則として50キロワット（kW）未満であること。

(D) 1 需要場所において従量電灯と併せて契約する場合は、契約電流（この場合、10 アンペア（A）を1キロワット（kW）とみなします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペア（kVA）を1キロワット（kW）とみなします。）と契約電力との合計が50 キロワット（kW）未満であること。

□ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルト（V）とし、周波数は、標準周波数50ヘルツ（Hz）または60ヘルツ（Hz）とします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルト（V）もしくは200ボルト（V）、または、交流単相3線式標準電圧100ボルト（V）もしくは200ボルトと（V）することがあります。

八 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

二 契約電力

契約電力は、契約負荷設備の総容量（入力とします。なお、出力で表示されている場合等は、契約負荷設備ごとに次の係数を乗じて得た値）とします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。

最初の6キロボルトアンペア（kVA）につき	95パーセント
次の14キロボルトアンペア（kVA）につき	85パーセント
次の30キロボルトアンペア（kVA）につき	75パーセント
50キロボルトアンペア（kVA）を超える部分につき	65パーセント

ホ その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

第5条 料金計算

本定義書における、契約種別ごとの電気料金およびその請求等の条件については別表のとおりとします。なお、それぞれの金額は、消費税等相当額を含んだ金額で表示されています。消費税等の税率が変更になる場合には、需給約款第2条（約款の変更）(1)に基づき、適宜変更を行ないます。

第 6 条 本定義書の変更および廃止

- (1) 本定義書を変更する場合には、需給約款に準じます。
- (2) 当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社は、あらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社 Web サイトに掲載します。
- (3) 本定義書の廃止に伴い、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、需給約款に準じます。
- (4) 本定義書の変更または廃止に伴う、各種賠償等には当社は応じないものとします。

別表

クリプトニンジャでんき

イ 基本料金

1月の基本料金単価は、次のとおりとします。

ただし、まったく電気を使用しない場合の月の基本料金は半額とします。

最低料金を設定しているエリアにおいては、まったく電気を使用しない場合の月であっても、最低料金を請求いたします。

【北海道電力エリア】

契約種別	基本料金
従量電灯 B	398.57 円/10A
従量電灯 C	398.57 円/kVA
低圧電力	1364.08 円/kW

【東北電力エリア】

契約種別	基本料金
従量電灯 B	365.90 円/10A
従量電灯 C	365.90 円/kVA
低圧電力	1287.88 円/kW

【東京電力エリア】

契約種別	基本料金
従量電灯 B	308.63 円/10A
従量電灯 C	308.63 円/kVA
低圧電力	1087.06 円/kW

【中部電力エリア】

契約種別	基本料金
従量電灯 B	317.92 円/10A
従量電灯 C	317.92 円/kVA

低圧電力	1192.10 円/kW
------	--------------

【北陸電力エリア】

契約種別	基本料金
従量電灯 B	299.47 円/10A
従量電灯 C	299.47 円/kVA
低圧電力	1214.23 円/kW

【関西電力エリア】

契約種別	基本料金	最低料金
従量電灯 A	—	517.35 円
従量電灯 B	442.73 円/kVA	—
低圧電力	1121.38 円/kW	—

※最低料金は、1 契約につき 15 キロワット時 (kWh) までの料金となります。

【中国電力エリア】

契約種別	基本料金	最低料金
従量電灯 A	—	752.08 円
従量電灯 B	443.49 円/kVA	—
低圧電力	1152.28 円/kW	—

※最低料金は、1 契約につき 15 キロワット時 (kWh) までの料金となります。

【四国電力エリア】

契約種別	基本料金	最低料金
従量電灯 A	—	660.22 円
従量電灯 B	393.12 円/kVA	—
低圧電力	1171.87 円/kW	—

※最低料金は、1 契約につき 11 キロワット時 (kWh) までの料金となります。

【九州電力エリア】

契約種別	基本料金
従量電灯 B	313.07 円/10A

従量電灯 C	313.07 円/kVA
低圧電力	1012.99 円/kW

□ 従量電灯の料金適用上の電力量区分

従量電灯の料金を算定する場合、次の料金適用上の電力量区分に応じて算定します。

【北海道電力エリア】

第一段階料金適用電力量	最初の 120 キロワット時 (kWh) まで
第二段階料金適用電力量	120 キロワット時 (kWh) 以上 280 キロワット時 (kWh) 未満
第三段階料金適用電力量	280 キロワット時 (kWh) を超えた場合

【北海道電力エリア以外】

第一段階料金適用電力量	最初の 120 キロワット時 (kWh) まで
第二段階料金適用電力量	120 キロワット時 (kWh) を超え 300 キロワット時 (kWh) まで
第三段階料金適用電力量	300 キロワット時 (kWh) を超えた場合

八 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定します。

電力量料金の単価は、下表のとおりとします。なお、従量電灯の料金適用上の電力量区分は、□に定めるとおりとします。

【北海道電力エリア】

契約種別	第一段階	第二段階	第三段階	夏季	その他季
従量電灯 B	34.99 円/kWh	41.22 円/kWh	44.90 円/kWh		
従量電灯 C	34.99 円/kWh	41.22 円/kWh	44.90 円/kWh		
低圧電力				28.42 円/kWh	28.42 円/kWh

【東北電力エリア】

契約種別	第一段階	第二段階	第三段階	夏季	その他季
従量電灯 B	29.32 円/kWh	36.00 円/kWh	39.91 円/kWh		
従量電灯 C	29.32 円/kWh	36.00 円/kWh	39.91 円/kWh		
低圧電力				26.81 円/kWh	25.38 円/kWh

【東京電力エリア】

契約種別	第一段階	第二段階	第三段階	夏季	その他季
従量電灯 B	29.50 円/kWh	36.03 円/kWh	40.08 円/kWh		
従量電灯 C	29.50 円/kWh	36.03 円/kWh	40.08 円/kWh		
低圧電力				26.86 円/kWh	25.31 円/kWh

【中部電力エリア】

契約種別	第一段階	第二段階	第三段階	夏季	その他季
従量電灯 B	20.98 円/kWh	25.41 円/kWh	28.33 円/kWh		
従量電灯 C	20.98 円/kWh	25.41 円/kWh	28.33 円/kWh		
低圧電力				16.67 円/kWh	15.13 円/kWh

【北陸電力エリア】

契約種別	第一段階	第二段階	第三段階	夏季	その他季
従量電灯 B	30.55 円/kWh	34.40 円/kWh	36.09 円/kWh		
従量電灯 C	30.55 円/kWh	34.40 円/kWh	36.09 円/kWh		
低圧電力				25.85 円/kWh	24.80 円/kWh

【関西電力エリア】

契約種別	第一段階	第二段階	第三段階	夏季	その他季
従量電灯 A	20.00 円/kWh	25.35 円/kWh	28.30 円/kWh		
従量電灯 B	17.63 円/kWh	20.80 円/kWh	23.28 円/kWh		
低圧電力				14.20 円/kWh	12.73 円/kWh

【中国電力エリア】

契約種別	第一段階	第二段階	第三段階	夏季	その他季
従量電灯 A	32.42 円/kWh	39.03 円/kWh	41.13 円/kWh		
従量電灯 B	29.75 円/kWh	35.78 円/kWh	37.63 円/kWh		
低圧電力				26.53 円/kWh	25.25 円/kWh

【四国電力エリア】

契約種別	第一段階	第二段階	第三段階	夏季	その他季
従量電灯 A	30.34 円/kWh	36.89 円/kWh	40.37 円/kWh		
従量電灯 B	26.97 円/kWh	32.45 円/kWh	35.34 円/kWh		
低圧電力				25.71 円/kWh	24.28 円/kWh

【九州電力エリア】

契約種別	第一段階	第二段階	第三段階	夏季	その他季
従量電灯 B	18.18 円/kWh	23.73 円/kWh	26.70 円/kWh		
従量電灯 C	18.18 円/kWh	23.73 円/kWh	26.70 円/kWh		
低圧電力				17.22 円/kWh	15.55 円/kWh